ハーバー大慈

1. 《施設理念》

児童福祉法の理念及び法人の設立精神である「和顔愛語・上敬下愛」に基づき、利用者の人権を尊重し、地域から信頼される施設を目指す

2. 《基本方針》

- (1利用者の最善の利益を目的とし、利用者主体の福祉サービスを提供する
- ②母と子の権利擁護の為に、職員一人ひとりの倫理観、人間性を養い、母と子が安心して生活出来る場を提供する

3. 《中長期ヴィジョン》

- ①入所者が金銭的、精神的、社会的に自立出来る様、自立に繋がる支援をする。また、全職 員がそのヴィジョンに対し、共通の意識を持ち業務を遂行する
- ②内部組織の強化
- ③地域に貢献する

4. 《目標》

- ①各入所者の自立へのプロセスを明確にし、ニーズに沿った支援をする
- ②職員の資質の向上
- ③地域のニーズに沿ったサービス、子育て支援を行う

5. 《行動計画》

- (1)各入所者の自立へのプロセスを明確にし、ニーズに沿った支援をする
 - A) 入所時、入所後にケースワークを行い、母子と相談した上で自立に向けた目標やプランを設定する。
 - B) 入所者の精神の安定を図る為に、必要に応じてケースワークの回数を増やす。また、外 部の心理カウンセラーにカウンセリングを依頼する。
 - C) 金銭管理が必要な場合、金銭の預かりを行う。
 - D) 退所後、必要に応じて他機関との関係調整等、アフターケアを行う。
 - E) 児童にとって、より良い養育の為の支援を行う。
 - ・小中高生の学力向上の為の勉強会。
 - ・母親への経済的自立支援(保育園の送迎や日、祝日の預かり保育等)。

②職員の資質の向上

- A) 各職員、自分自身の資質を理解し、資質向上に必要な研修(コーチング研修等) に積極的に参加する。
- B) 各職員がマニュアルに縛られず、自ら考え行動出来る様に会議等を通し、価値観の共 有化を図る。
- ③地域のニーズに沿ったサービス、子育て支援を行う
 - A) リフレッシュ保育事業を通して、子育て支援を行う。
 - B) ゴールデンウィークや年末、リフレッシュ保育の利用者が多い場合、必要に応じて職員の出勤人数を増やし、受け入れの枠を広げる。
 - C) リフレッシュ保育事業の広報活動。(広告の配布やインターネットへの掲載)

6. 《年間行事等》

月	行事		
4月	市母協総会・歓送迎会・個別対応遊び		
5月	母と子の合同運動会(市母協)・母子福祉会総会・個別対応遊び		
6月	母と子の親子エンジョイ月間・個別対応遊び		
7月	七夕祭り・個別対応遊び		
8月	児童キャンプ(市母協)・地蔵盆・個別対応遊び		
9月	母と子のバス旅行(市母協)・焼肉パーティー・個別対応遊び		
10月	小中高生エンジョイ月間・OB会・ハロウィン・個別対応遊び		
11月	施設内懇親会・個別対応遊び		
12月	施設内クリスマス会・情報交換会(市母協)・個別対応遊び		
1月	新春母と子のつどい(市母協)・新年会・児童もちつき・個別対応遊び		
2月	節分・個別対応遊び		
3月	ひなまつり・児童スキー大会(市母協)・個別対応遊び		

7. 《学習指導》

- ①小学生・・・(算数・国語) 各週1回
 - 4年生以上(英語) 月1回
- ②中学生・・・(数学・英語・テスト勉強) 週1回以上
- ③中、高校生・・・(家庭教師) 週1回以上
- ④小学生4年生以上~中学生3年生以下•••

(母子福祉会主催) 木曜日 17:30~19:30

8. 《保健衛生》

- ①害虫駆除・・・年1回(各居室・短期保護室・事務所・保育室・集会室・宿直室)
- ②排水管清掃
- ③エアコン清掃・・・(各居室・短期保護室・事務所・保育室・集会室・宿直室)
- ④廊下清掃

9. 《避難訓練》

消防訓練(年1回、消防署に避難訓練報告を行う)・・・月1回(夜間想定・水消火器による訓練も年度の中で実施)

災害訓練・・・10月(津波を想定し、大倉山公園に避難する)

不審者訓練・・・11月

10. 《健康診断》

- ①職 員・・・一般健康診断 年2回 検便(O-157) 月1回
- ②母 親・・・一般健康診断 年2回
- ③児 童・・・一般健康診断 年2回

11. 《研修》

全母協職員研修会・全母協研究大会・近母協研究大会・法人内研修会・市母協研修会 コーチング研修(全職員を対象に2ヶ月に1回実施)・その他随時

12. 《会議》

頻度	会議名		
月1回	職員会議	支援会議	学童委員会
月1四	リフレ委員会	リスクマネジメント会議	主任・リーダー会議
年2回以上 三者連絡会議 (施設、こども福祉係・保護係等の各担当者)			

13. 《広報》

- ①施設新聞(利用者、関係機関に配布)、ホームページ
- ②リフレッシュ保育 (利用対象者への広告の配布)

14. 《地域貢献》

- ①法人こども園の時間外保育受け入れ (20時以降)
- ②リフレッシュ保育事業の保育時間延長(21時以降)
- ③アフターケアによる居室訪問、病院の付き添い、金銭管理、関係機関との連携等